

官庁ノ許可ニヨリ法人ハ成立シ權利能力ヲ取得ス。財団法人ニア  
リテハ等附財産ハ法人ノ成立ニヨリ当然法人ニ移転ス。單ニ法人カ  
設立有ニ対シ財産ノ移転ヲ請求スヘキ債權ヲ取得スヘキモノニ非ラ  
ス。

生前行為ヲ寄附行為ヲナシタル場合ニハ設立ノ許可アリタル所ヨ  
リ寄附財産ハ法人ノ財産ヲ組成ス。法人ノ成立ト同時ニ財産ハ法律  
ノ規定ニヨリ法人ニ移転ス。又豫言ヲ以テ寄附行為ヲナシタルトキ  
ハ寄附財産ハ官庁ノ許可ノ件ニ非ラス。設立者死亡ノ件即チ遺言カ  
效力ヲ生シタルトキヨリ法人ニ帰屬ス。(四ニ條二項)蓋シ許可ハ通  
常設立者ノ死亡後多少時日ヲ要スル故ニ許可ヲ得ルマテト同ニ於ケ  
ル財産ノ果實ハ相続人ニ帰屬スヘク又共同ニ於ケル相続人ノ処分相  
続人ニ対スル差押等ニヨリ寄附財産ニ變更ヲ果ハ恐レアリ。之レ設  
立者ノ意思ニ及スルヲ以テ財産ノ帰屬ヲ設立者ノ死亡ノ件ニ適ラシ  
メタリ。

此ノ適及カヨリ其財産ニ対シナサレタル処分行為ハ無効トナル。  
此ノ適及カニ法律カ擬制ヲ以テ定メタルモノニテ恰モ遺言ノ效力存  
生ノ件成立シタルモノト同一ノ結果トナル。

### 第三 法人ノ登記

法人ハ官庁ノ許可ニヨリテ成立ス。然レトモ其成立ヲ以テ他人ニ  
對抗スルコトヲ得ルカ爲メニハ設立ノ登記ヲ必要トス。

(1) 設立ノ登記トハ法人登記簿ニ法人ノ設立ヲ記載スルヲ云フ。此  
登記ハ一般ノ法人ノ設立及其ノ組織ヲ知ラシメ法人ト取列ヲナ  
スモノヲ保護ス。登記スヘキ事項ハ左ノ如シ。(四六條)

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 設立許可ノ年月日
- (5) 存在時期ヲ定メタルトキハ其時期
- (6) 資産ノ總額
- (7) 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法
- (8) 理事ノ氏名及住  
所

- (2) 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所ノ所在地ノ区裁判所ニナス、  
(非一七以下) (蘇穂二四條以下)
  - (3) 登記手續ニ于シテハ (非一二〇條以下、民施一二四條) 明治三十九年勅令第三七号其他
  - (4) 設立登記ハ法人設立ノ日ヨリ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ之ヲナスコトヲ要ス (四五條一項)
- 法人設立ノ后ニ新ニ事務所ヲ設ケタルトキニハ一週間以内ニ登記ヲナスコトヲ要ス (四五條三項) 法人カ其ノ事務所ヲ移転シタルハ旧所在地ニ於テハ一週間内ニ移転ノ登記ヲナシ新所在地ニ於テハ同期間内ニ法定 (四六條一項) ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス (四八條一項)
- 同一登記所ノ管轄区域内ニ事務所ヲ移転シタルハ其ノ移転ノミノ登記ヲナスコトヲ要ス (四八條二項) 登記事項ニシテ官庁ノ許可ヲ要スルモノハ其許可届ノ到達シタル日ヨリ登記ノ期間ヲ起算

ス、(四七條)

(5) 法人ハ法定ノ登記事項ヲ主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲナスニ非ラサレハ其設立ヲ以テ他人ニ對抗スルヲ得ス (四五條二項) 登記ハ法人成立ノ要件ニ非ラス、法人ハ已ニ官庁ノ許可ニヨリテ成立ス、登記ハ法人ノ設立ヲ以テ他人ニ對抗スルタメニ必要ナル要件ナリ、登記ナキ以上ハ其成立ヲ以テ他人ニ主張スルヲ得ス、他人カ善意ナルト悪意ナルトヲ問ハス、從テ他人カ其成立ヲ知ルモ法人ハ其者ニ對シ成立ヲ主張スルヲ得ス、

コ、ニ云フ他人トハ設立有法人ノ機ヲタル理事監事以外ノモノ又フ、此等ノモノニ對シテハ登記ナキモ成立ヲ以テ對抗スルヲ得、之等以外ノモノニ對抗スルヲ得ス、然レトモ法人ノ設立ハ登記ナキ場合ニ法人カ之ヲ以テ他人ニ對シ對抗スルヲ得ザルニ止マリ他人ハ法人ニ對シ成立ヲ以テ對抗スルコトヲ得、

第三項 法人ノ住所

法人ハ有形ノ存在ヲ有セサルカ故ニ場所助千係ヲ有スルコトナシ  
然レトモ法人ニ付テモ裁判管轄其他ノ法律千係ニ付キ住所ヲ定ムル  
必要アリ、此ニ自然ノ住所ニ準シ法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ  
所在地ニアルモノトセリ。(五〇條)

第五款 定款及寄附行為

法人ハ竟見ヲ有セサルカ故ニ自カラ活動スルコト能ハス、故ニ活  
動ノ基礎トナル規定アルコトヲ要ス、即チ法人ノ目的、名称、事務  
所、資産ニ于スル規定、法人ノ解散、残余財産ノ帰屬等ニ于スル規  
定、法人ノ概テ社員タル資格、得喪、社員タル權利義務ニ關スル規

定アルコトヲ要ス、法人ノ活動ノ基礎トナル規則ハ法令、規定、定  
款及ヒ寄附行為ナリ、而シテ法律ノ規定ハ強行法ト任意法ニ分テル  
ニテ任意法ニ屬スルモノハ五五條、五八條、六一條ニ項、六四條等  
ノ如シ、從テ法人ニ付テハ先ツ強行の規定ヲ適用シ、第二ニ定款及ヒ  
寄附行為ノ規定ヲ適用シ、最後ニ任意法タル規定ヲ適用ス、  
(一) 定款

社団法人ニアリテハ必ラス定款アルコトヲ要シ且ツ定款ハ法人ノ  
設立者ニヨリ定メラル、ヲ要ス、定款ノ内容ニ于シテハ前述ノ如  
シ、定款ハ法人設立論ト設立后ニヨリ性質ヲ異ニス、設立前ニア  
リテハ定款ハ設立行為ノ内容ヲ表示スルモノタルニスキス、國家  
ノ許可ニヨリ法人カ成立スルト同時ニ定款ハ法人ノ活動ヲ定ムル  
規則ニ変ス、而シテ定款ノ性質ニ于シテハ議論分ル、  
或ハ法人ノ自主權ニ基テ法律トナヌ說アリ、然レトモ定款ハ私人  
ノ法律行為ニヨリテ成立シ法律行為ニヨリテ之トヲ變更スルコト

ヲ得 法律行為ニヨリ法律カ制定セラレ、モ、トナスコトヲ得ス  
故ニ定款ハ法律ニ非ラスシテ法律行為ニ基キテ生セル規則ナリト  
解スルヲ正当トス

定款ハ法律ニ非ラサル故ニ法人ト第三者トノ干係ヲ定ムル能ハス  
第三者ニ対シ定款ノ拘束力ハ及ハス、第三者カ法人ニ対シ義務ヲ  
負フ場合ニ法律行為ニ基ツク、

定款ハ之レヲ変更スルヲ得、定款ノ変更ヲナスニハ定款其モノ  
、定ムル知ニヨリテ之レヲナスヲ要ス、第二ニ定款其物ニ定款変  
更ノ方法ニ干シテ規定ヲ欠ク片ハ總會ノ決議ヲ以テ変更スルヲ  
得、而シテ変更ヲナスニハ如何ナル決議ノ方法ニヨルヘキカハ又  
定款ノ定ムル知ニヨル、然レトモ定款ヲ以テ社員全体カ合意アル  
場合ニ於テモ定款ヲ変更スルコトヲ得スト定ムルコトヲ得ス、斯  
クノ如キ規定ハ社団法人ノ性質ニ及ス、  
社団法人ニアリテハ統社員ノ一致ニヨリ法人ノ運命ヲ定ムルヲ

得サレ可ラス、總會ノ決議ノ方法ニ干シ定款ニ定メナキトキハ定  
款ノ変更ニハ統社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス、(三八  
條一項)定款ノ変更ハ主務官庁ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ其效力  
ヲ生セス、之レ最初ノ定款ニ官庁ノ許可ヲ得ルヲ要ストナシタル  
当然ノ結果ナリ、(三八條二項)

其変更セル事項カ登記ヲ要スルモノハ手續後一週内ニ尙官庁  
ノ許可ヲ要スルトキハ許可登ノ到達シタル中ヨリ一週内ニ登記  
ヲナスコトヲ要ス、登記前ニアリテハ其変更ヲ以テ他人ニ対抗ス  
ルコトヲ得ス、(四六條七項、四七條)

(2) 寄附行為

社団法人ニアリテハ寄附行為ニヨリ其活動ヲ定ムルヲ要ス、此ノ  
場合ニ於テ法人設立ヲ目的トスル寄附行為ト法人ノ規則タル寄附  
行為トハ之ヲ區別スルコトヲ要ス、同シク寄附行為タリト雖モ設  
立ノ前後ニヨリテ性質ヲ異ニスルナリ、寄附行為ノ内容ハ已述ノ

如シ、寄附行為ノ性質上定款ト同シク法律行アラス。法律行為ニ基ク規則ナリト解スヘシ。寄附行為ハ之レヲ変更スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付キ規定ヲ欠クモ設立有ハ寄附行為ヲ以テ変更ノ方法ヲ定ムルコトヲ得ヘク此ノ場合ニハ其ノ定メラレタル方法ニ從ヒ変更ヲナス事ヲ得ヘシ。

### 第六款 法人ノ機干

#### 第一項 総論

法人ハ意思能力ヲ有セザル故ニ行為能力ヲ有セス。其ノ活動ヲナスルニハ自然人ノ力ニヨルヲ要ス。其ノ活動ノ方法タルモノヲ法人ノ機干ト云フ。法人ノ活動ノ範圍ハ二種ニ區別シ得。

一ハ法人ノ内部ノ機干ニシテ法人ノ内部ニ於ケル事務ヲ知理スルナリ。

○

リ、他ハ外部ノ機干ニシテ法人ノ第三者ト法律行為ヲナスコトナリ。内部ノ機干ニ於ケル機干タルモノハ理事、總會、監事ナリ。外部ノ機干ニ於ケル機干タルモノハ理事ナリ。

理事ハ代表(代理)機干總會ヲ決議機干、監事ヲ監督機干ト云フ。法人ト其機干トノ關係ニ付テハ從來二個ノ見解アリ。

(1) 法人ヲ以テ無能力者トナシ機干ヲ以テ法定代理人トナス。本來代理ハ二個ノ人格者ノ間ニ生スルモノニテ一方カ法律行為ヲナシ其行為ノ效力カ他方ニ生スルナリ。代理人ノ行為カ直接ニ本人ノ行為ト見做サルニアラスシテ代理人其人ノ行為ノ效力カ本人ニ生スルナリ。而シテ法律機干ハ代理人ニシテ法人ハ本人ナリト見做スナリ。此ノ說ハ殊ニ擬制說ヲ唱フル者ノ主張スル如ニテ我法典ニ於テモ理事ヲ代理人トナスノ文字アリ。(四二條二項、五二條、五五條)

然レトモ法人ヲ本人トシ機干ヲ其代理人トナスハ法人ト機干トノ

于係ヲ説明スルニ適セス。殊ニ此説ノ非ナルハ公法人ノ機ヲヲ説  
明スル事ヲ得サルニヨリテ明ナリ。

此ノ説ニ法人ヲ無能力者ト同一視シ理事ヲ以テ代理人トナセトモ  
法費ノ所ニ無能力者ハ法人ヲ含マズ。第四條以下ノ趣旨ハ自然人  
ノ能力ヲ定メタルモノニテ法人ニハ適用ナシ。法人ハ一〇二條ノ  
所ニ無能力者ニ非ラス。九八條一五九條ノ規定ハ法人ニハ適用  
ナシ。之等ノ点ヨリ見レハ法人ハ法費ノ所ニ無能力者ニ非ラス。  
故ニ法人ヲ自然人タル無能力者ト同一ノモノトシ機ヲ代理人ト  
ナスハ法費ノ解釈上ヨリ去ヒ当ヲ得ザルナリ。

(2) 實在論ヲ唱フル者有ノ主張スル所ニテ機ヲハ法人ノ一部ニテ法  
人ハ機ヲニヨリ直接ニ行動スルナリ。恰モ自然人カヲ定テ以テ活  
動スル如ク法人ハ機ヲニヨリテ活動ス。機ヲハ法人ノ一部ナレハ  
機ヲノ意思ハ即チ法人ノ意思ナリ。故ニ法人ハ意思能力ヲ有シ行  
為能力ノ責任能力ヲ有ス。

法人ノ意思能力

此ノ見解ノ法人ハ社会的有機的ニテ意思能力ヲ有ストスル説ニ基  
ク。然シ法人ニ自然的意思能力ヲ認メ得ザルハ既述ノ如シ。

財団法人ノ機ヲタル理事ノ意思ハ理事其人ノ意思ニシテ法人ノ意思  
ニ非ラス。社団法人ニアリテハ社員ノ意思ハ總會ノ決議ヲ以テ法  
人ノ意思ナリトナシ得ヘキカ如シト虽モ總會ノ決議ハ総社員ノ意思  
ニアラス。仮令總社員ノ意思ナリトナスモ当然ニ法人ノ意思ナリト  
ナスヲ得ス。從テ機ヲ以テ法人ノ一部ナリトナスヲ得ス。

斯クノ如ク代理説實在説ノ主張スル機ヲ説共ニ之レヲ取ルヲ得ス。  
法人ハ固ヨリ意思能力ナキモ代理人ニヨリテ活動スルモノニ非ラス  
機ヲカ法人ノ名ニナス行為ハ法人其者ノ行為ナリ。然レトモ此機ヲ  
カ法人ノ一部タルカタメニ非ラス。法律ノ規定ニヨリ機ヲノ行為カ  
法人ノ行為ト見做サレ。為メナリ。實在説ニヨレハ機ヲハ自然的ニ  
法人ノ一部ナリトナス。爰ニ速フル如ハ機ヲノ行為ハ自然的ニ法人  
其物ノ行為ト云ヲ得ス。

之ハ独立セル人格者ノ行為ナリ。然レトモ法律ノ規定ニヨリ機手ノ行為カ法人ノ行為ト見做サルナリ。故ニ同シク機手ト称スルモ實在説ノ所ニ機手トハ眞義ヲ異ニス。

斯クノ如ク機手ノ行為ハ法人ノ行為ニシテ代理ニ非ラスト虽モ機手ノ行為ニ付テハ代理ニテスル規定ヲ準用スヘシ。實在説ヲ唱フル卒者ハ機手ヲ以テ代理ノ觀念ト相容レサルモノトナス。然レトモ實際ノ法律上ノ適用ヨリ云ヘハ法人ノ機手ニテハ代理ニテスル規定ニ從フモノトセザル可ラス。殊ニ九九條、一〇〇條、一〇一條ノ規定ハ法人ノ機手ニ準用スルコトヲ要ス。

### 第二項 理事

#### (1) 理事ノ性價

理事ハ内部ニ於テハ法人ノ事務ヲ執行シ外部ニ對シ法人ヲ代理スル機手ナリ。法人ハ目ヲ行為ヲナスコト能ハサル故ニ外部ニ對シ法人ヲ代理スル機手ナルコトヲ要ス。理事ハ即チ此ノ代理機手ナリ。故ニ理事ハ法人ニ欠ク可ラサル機手ナリ。(五二條一項)

此ノ規定ハ強行規定ナリ。定款若クハ寄附行為ハ理事ノ負款責任免ノ方法代理權ノ範圍ニテシ規定ヲ設ケルヲ得レト理事ヲ設ケルヤ否ヤマノ尙題ヲ決定スルコトヲ得ス。必ラス之レヲ設ケルヲ要ス。然シ理事ノ存在ハ法人ノ存在ニ絶対ニ必要ナリト云フコトヲ得ス。理事ノ死亡辭任等ニヨリテ一時理事ヲ欠ク場合法律ハ其人ハ存在ヲ失ヒタルモノトホス可ラス。理事ヲ欠ク場合ハ恰モ法定代理人ナキ能カ者ト同一ノ状態ニアリ。故ニ理事ハ法人ニ欠ク可ラサル機手ナリト云フハ原則トシテ欠ク可ラザルモノナリト云フコトヲ得。理事ハ一人又ハ數人タルコトヲ得。(同上項)

#### (2) 理事ノ選任



者ハ制限アルコトヲ知ラサルコトアル可ク之ヲ知ラスニテナシ  
タル行為ヲ無効トスルトキハ第三者不測ノ損害ヲ被ルコトアリ  
故ニ理事カ善意<sup>善意</sup>ノ見做シタル第三者ノ行為ニ対シテハ法人ハ其  
責ニ任ス(五四條)

四) 法人ト理事ト利益相及スル事項ニ付キテハ理事ハ代理權ヲ  
有セス(五七條)此ノ趣旨ハ一〇八條ノ適用ニテハナシ、從テ  
其適用ノ範圍ハ一〇八條ヨリ広シ、故ニ理事ハ法人ト法律行為  
ヲナスコトヲ得サルニテナラス利益相及スル事項ニ付キテハ理  
事カ第三者ト行為ヲナス場合ニ付テモ此ノ規定ノ適用アリ、例  
ハ第三者カ法人ニ對シテ債務ヲ負擔セル場合ニ理事之ヲ保証ス  
トセンニ其ノ債務ニ付キ更改ヲナスコトヲ得ス、  
此ノ制限ヲ設ケタルハ理事カ自己ノ利益ヲ計リ法人ニ損害ヲ及  
ホス恐アルタメナリ、利益相及スルタメ理事カ法人ヲ代理スル  
コト能ハサル場合ニハ裁判所ハ利益ヲ保人又ハ檢事ノ請求ニヨ

リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス(五七條右段)

以上ノ制限アル場合ノ外ハ理事ハ無制限ニ代理權ヲ有ス、若シ代理  
權ノ制限アル場合ニ制限ヲ越ヘントキハ無權代理トナル(一一七條)  
理事カ數人アル場合ニハ各理事カ法人ヲ代理スルニテ理事一人アル  
場合ト同シク各理事カ独立シテ法人ヲ代理スル權限ヲ有ス、數人カ  
一体トシテ代理スルニテハナシ(五三條)

然レトモ定款寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ各理事ノ代理權ノ範圍  
ヲ制限スルコトヲ得、或ハ各理事ノ間ニ代理スルノ範圍ヲ分テ各理  
事カ特定ノ範圍ニ於テノミ代理スルコトヲ定ムルコトヲ得、或  
ハ凡テノ理事カ共同シテノミ法人ヲ代理スルコトヲ(共同代理)  
定ムルコトヲ得、各理事ハ無制限ニ代理權ヲ有スルカ故ニ共同代  
理ヲ定ムル場合ニハ代理權ノ制限トナル、從テ五四條ノ適用ヲ受ケ  
其制限ハ善意ノ第三者ニ對シテハ效力ヲ有セス、

各事務執行

理事ハ外部ニ対シ法人ヲ代理スルノミナラス内部ニ於テ法人ノ事務ヲ執行スヘキ権限ヲ有シ又同時ニ執行スヘキ義務ヲ有ス。事務執行ニ于テハ法人ト理事トノ間ニ於ケル基本干係(委任)ニヨリテ之ヲ定ムヘシ。然レトモ法律ハ尚理事ノ事務執行ニ于テ規定ヲ設ク

(イ) 理事カ事務執行ヲナスニハ定款寄附行為ノ趣旨ニ従フコトヲ要シ又社団法人ニヨリテハ總會ノ決議ニ従フコトヲ要ス。(四五條、四五條)

(ロ) 理事ハ法人ノ登記ヲナスコトヲ要ス。(四五條、四八條、八四條一号参照)

(ハ) 理事ハ社員名簿及ヒ財産目録ヲ調製スルコトヲ要ス。法人設立ノ時及毎年年初ノ三月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヒオクヲ要ス。但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及其ノ

年度ノ終リニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス。之レ財産ノ保全及監督ノ便宜ニ供セシク高ナリ

又社団法人ニアリテハ理事ハ法人設立ノ時社員名簿ヲ作り之ヲ事務所ニ備ヒ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス。(五一條、八四條二号)

(ニ) 理事ハ通常總會ヲ召集スヘキ義務ヲ有ス。(六四條) 又臨時總會ヲ召集スルコトヲ得。理事ハ破産宣告ノ要求ヲナスコトヲ得

(七〇條二項)

(ホ) 理事ハ原則トシテ特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得。(五五條) 蓋シ理事ノ代理權ハ広汎ナルヲ以テ自ラ之ヲナスヘキモノトナストキハ不便ナルノミナラス疾病其他ノ故障ノヲメニ事實上自ラ行為ヲナスコト能ハサル場合アリ。故ニ法律ハ理事ニ代用ノ權限ヲ認ム。然レトモ一〇六ノ場合ト異ナリ代理權ノ全部又ハ一部ヲ委任スルコトヲ得ス。又特定ノ行為ニ付キテ

ノミ委任スルコトヲ得ルナリ、副代理人ノ為シタル行為ハ一〇七條ノ規定ニ從テ、然レトモ理事ハ原則トシテ代用権ヲ有スルニ止マリ定款寄附行為又ハ總會ノ決議ニヨリ其代用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得、其他凡テ委任ニ于スル規定殊ニ六四四條六五〇條ノ規定ニヨルヘキモノト解スヘシ、

理事カ教人アル場合ニ於ケル事務執行ニ付テハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ或ハ凡テノ理事カ一致シテ之ヲナスヘキモノト定ムルコトヲ得ヘク或ハ各人ノ分担スヘキ範圍ヲ定ムルコトヲ得ヘク或ハ各人カ独立シテ凡テノ事務ヲ執行スヘキコトヲ得ヘキコトヲ定ムルコトヲ得ヘシ、定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定メナキトキハ法人ノ事務ハ理事過半数ヲ以テ之ヲ定ム、(五二條二項)

(5) 仮理事

理事ノ欠ケタル場合ニ遲滞ノタメ損害ヲ生スル恐れアルトキハ裁判所ハ利害干係人又ハ檢事ノ請求ニヨリ仮理事ヲ送任ス、(五六條)

仮理事ハ理事ニシテ其性質ハ通常理事ト異ナル所ナシ仮理事ヲ送任スルコトヲ得ルタメニハ

(1) 理事カ欠ケタルコトヲ要ス、

理事カ一人アル場合ニ其ノ理事カ欠ケタルト理事カ教人アルコトヲ要スル場合ニ其ノ中ノ一人カ欠ケタルト同ハス又初メヨリ理事ノ送任ナカリシカ爲メニ欠ケタルト右ニ死亡等ノ原因ニヨリテ理事カ欠ケタルト同ハス、

(2) 理事ノ送任ヲ遲滞スルタメニ損害ヲ生スル虞アルコトヲ要ス、

此ニツテ要件ヲ備フルトキハ裁判所ハ利害干係人又ハ檢事ノ請求ニヨリ仮理事ヲ送任スルコトヲ要スルナリ、利害干係人トハ他ノ理事、各社員、財団法人ニ於ケル享益者其他理事ノ欠缺ニヨリ損害ヲ被ル虞アルモノ例ハ法人ノ債権者債務者等ヲ云フ、  
檢事ヲシテ請求スルコトヲ得シメタルハ利害干係人カ請求ヲナサ

ル場合ニ法人ノ利益ノ為メニ仮理事ノ選任ヲ請求スルモノアリ  
ヲ要ストナシタル為メナリ

(6) 理事ノ退任

理事ハ

- (1) 送任行為ニ定メタル事由ノ發生例ハ期間ノ到来
- (2) 理事ノ死亡
- (3) 禁治産ノ宣告(一八一ノ準用)
- (4) 解任(法人ハ何時ニテモ理事ヲ解任スルヲ得)
- (5) 理事ノ解任
- 等ニヨリ退任ス

(7) 理事ノ登記

理事ノ選任アリタルトキハ其氏名住所ヲ登記スルコトヲ要ス  
 理事ノ変更アリタル場合又同シ、理事ノ登記以前ニアリテハ理事  
 ノ選任ヲ以テ他人ニ對抗スルヲ得ス(四六條)

(8) 理事以外ノ代理人

定款又ハ寄附行為ヲ以テ理事以外ノ代理人ヲ定ムルヲ得、此種ノ  
 特別代理人カ理事ト異ル点ハ其権限ノ範圍限定セル点ニ存ス

(9) 法人ノ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損  
 害ヲ賠償スル責任ニ任ス(四四條)

此ノ責任ノ根拠ニ于テハ法人ノ性質本債ニ于スル弁説ノ異ナル  
 ニ從ヒテ異ル、實在説ヲ唱フルモノハ法人ノ概テハ法人ノ一部ナ  
 リ、概テハ行為ハ法人其物ノ行為ナレハ概テカナシタル加害行為  
 ニ對シテハ法人カ其ノ責任ヲ負フモノトナス、然レトモ責任ノ根  
 拠ハ似テメシモ實在説ノ説ク如ク從フヲ要セズ、法人ノ責任ヲ認  
 ムルハ實際上ノ必要ニ基クナリ、法人ハ概テ(代理人)ニヨリテ  
 ノミ行動スルヲ得ルモノナレハ代理人ノ行為ニヨリテ生セル不利  
 益ニ付テハ又自ラ之ヲ被ルコトヲ要ス、若シ代理人カ其職務ヲ行

フニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ハ代理人ノミカ之レヲ負担スルモ  
トトナストキハ代理人ノ無資力ノタメ第三者ハ損害ノ賠償ヲ受ク  
ルヲ得ヌ。第三者ハ保護ニ欠クル事アリ。故ニ公平ノ觀念ニヨリ  
法人ヲシテ其ノ責任ニ任セシムルナリ。故ニ法人カ代理人ノ行為ノ  
結果ニ対シテ責任ヲ負フハ實際上ノ必要ニ基ク。法人カ代理人ノ  
過失ニ対シテ責任ヲ負フタメニハ尤ノ要件ヲ要ス。

(イ) 理事<sup>其の</sup>代理人ノ行為タルヲ要ス。

理事トハ理事及仮理事ヲ含ム。其他ノ代理人ハ五七條ノ特別代  
理人定款寄附行為ヲ以テ定メタル代理人ノミナラス定款又ハ寄  
附行為ヲ以テ定メタルトキハ法人ノタメニ事實行為ヲナスモノ  
ヲモ含ム。蓋シ法人カ代理人ノ行為ニ対シテ責任ヲ負フハ單ニ  
法律行為ヲナス場合ニ限ラス。事實行為ヲナス場合ニモ責任ヲ  
負フノヲ要スルハ四七條ノ解説上明ナリ。(加害行為ハ事實行為  
ニヨル場合多シ)故ニ代理人ノミニ限ラス定款寄附行為ヲ以テ

定メラレタル機子ノ行為ニ付テハ法人ハ責任ヲ負フモノト解ス  
ハシ。

四) 上述ノ代理人カ他人ニ損害ヲ加ヘタルヲ要ス。

他人トハ本ク法人ノ他ノ機子社員等ヲモ含ム。

(A) 職務ヲ行フニ付キ他人ニ損害ヲ加ヘタルヲ要ス。

職務トハ法律行為タルト事實行為タルトヲ向ハス。又殊ニ委託也  
シレタル或特定ノ行為ヲ行フニ限ラス。職務以外ノ行為ヲ行フ  
場合ニ他人ニ損害ヲ加ヘテモ其責ニ任セス。

(B) 職務ヲ行フニ付キ損害ヲ加ヘタルヲ要ス。

即チ損害ヲ加ヘタル行為カ職務執行ノ範囲内ニ於テナサレタル  
ヲ要ス。職務執行ニ付キ生シタル損害ハ職務ニ由リテ生シタル  
ル損害ヨリモ成シ。職務執行ノ際ト云フトハ異ナル。即チ職務  
執行ヲ機会トシテナシタル加害行為ハ之ニ属セヌ。故ニ職務執  
行ト加害行為トハ時間若リハ場所ニ于シ單ニ外部的主張ヲ要ス。

以テ足レリトセス。内部的ヲ除アルヲ要ス。例ハ医師カ治療スル際ニ患者ヨリ時計ヲ盗リトスルモ法人タル病院ハ其責ニ任セズ。

(二) 代理人ノ行為ハ損害賠償ノ義務ヲ生スヘキモノナルコトヲ要ス。然シ必ラスシモ不法行為ナルヲ要セズ。法律カ損害賠償ヲ認メタル場合ニ適用アリ。

以上ノ要件ヲ備フルルハ法人ハ被害者ナル第三者ニ対シテ損害ヲ賠償スヘキ義務ヲ負フ。四四ハ強行規定ニシテ定款又ハ寄附行為ニヨリテ変更スルヲ得ス。四四條ハ七一五ト異ナリ法人ニ送任監督ノ過失アルコトヲ要セズ。法人カ代理人ノ権外行為ニ対シテ責任ヲ負フモ之カタメニ理事其他ノ代理人ノ責任ヲ除却スルヲナシ代理人ハ一般ノ規定ニ從ヒ責任ヲ負フ。從テ法人ト代理人カ連帯シテ責任スルナリ。

法人ノ機テカ法人ノ目的ノ範圍内ニアラザル行為ニヨリ他人ニ損害ヲ加ヘアル場合ニハ法人ハ之レニ對シテ責任ヲ負ハス。蓋シ法人ハ其目的ノ範圍内ニ於テノミ存スルヲナリ。此ノ場合ニハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人カ連帯シテ責任スルナリ。蓋シ夫等ノモハ共同行為者ナレハナリ。(四四條二号)

### 第三項 總會

(1) 總會ノ性項及權限

總會ハ社団法人ニ於テ社員ノ意思ヲ發表スル合議體ノ機テナリ。總會ハ法人ノ最高機テニシテ社団法人ニヌクテ可ラサル必要ノ機テナリ。總會ハ社員ヲ以テ組織ス。社員ハ原則トシテ總會ノ決議ニ參與スル權ヲ有ス。

總會ハ最高ノ機ヲナレハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委ネタル  
 モノ、外ハ法人ノ凡テハ事務ヲ決定スルハ權限ヲ有ス。殊ニ定款  
 ノ變更(三八條)監理ノ送任(五八條)解散決議(六八條)二項  
 \*九條) 殘餘財産ノ処分(七二條)等ヲ決定スル權限ヲ有ス  
 ソシテ其他法人ノ内部ノ事務ヲ処理シ理事其他ノ代理人ヲシテ之  
 レヲ執行セシムルヲ得。然レトモ其權限ハ内部ノ事務執行ニ止マ  
 リ外部ニ對シ法人ヲ代理スルコトヲ得ス。

(2) 總會ノ種類

總會ノ時期ヲ異ニスルニ從ヒ通常總會ト臨時總會トニ區別ス。  
 通常總會トハ一定ノ時期毎ニ開カル。總會ヲ云フ。定款ニ別段ノ  
 定メカキトキハ毎年一回總會ヲ開クヲ要ス。如何ナル時期ニ開  
 クヘキカハ定款ノ定ムルトコソニヨリ定メナキトキハ理事之ヲ定  
 ムルコトヲ得。然シテ理事ハ毎年一回必ス總會ヲ開クヘキ義務ヲ  
 負フ。(六〇條) (少クトモ毎年一回)

臨時總會トハ必要ニ處シテ開カル。總會ヲ云フ。

(a) 理事ハ其必要アリト認ムル時ハ何時ニテモ總會ヲ召集スルヲ  
 得 (六一條一項)

(b) 社員ノ一定ノ員數<sup>請求</sup>アリタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ召集スル  
 ヲ要ス。其員數ハ定款ノ定ムル所ニヨル。若シ定款ニ定メナキ  
 トキハ總社員ノ五分ノ一以上ノ請求アルコトヲ要ス。其請求ハ  
 理事ニ對シ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ(單ニ事項ヲ示スヲ以  
 テ足り理由ヲ示ス必要ナシ)之ヲナスヲ要ス。(六一條二項)  
 其ノ請求アル場合ニハ理事ハ必ラス總會ヲ召集スルヲ要ス。拒ム  
 コトヲ得ス。

(c) 監理ハ其報告ヲナスカ爲メニ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得(五  
 九條四項)

○通常總會ト臨時總會トハ其性質ニ於テハ異山知ナシ。臨時總會ニ  
 於テ如何ナル事項ト雖モ決議スルコトヲ得。

(3) 総会ノ召集

総会ノ召集ヲナスモノハ理事(六一條)監事(五九條四号)ニシテ  
ヲ召集ノ手續ハ定款ノ定ムル如クニヨル。定款ニ定ムナキトキハ少  
クとも五日前ニ其會議ノ目的ヲ通知シテ召集ノ事ヲ示シ定款ニ定ムタル方法  
ニ從ヒ召集ヲナスヲ要ス。(六一條)

(4) 決議ノ方法

定款ニ別段ノ定ムナキ中ハ定款ニ定ムル必要トセズ。一人タケ出席ス  
ルモ總會ハ成立スルコトヲ得。又定款ニ別段ノ定ムナキ以上ハ社  
員百ヲ出席スルヲ要セス。代理人ヲシテ表決權ヲ行ハシメ又唇面  
ヲ以テ表決ヲナスコトヲ得。(三五條 二項)

決議ノ方法即單純タル多數ヲ以テ足レリトスル中過半數ヲ要スル  
ヤ全員ノ一致ヲ要スル等ニテシテハ定款ニ定ムル如クニヨル  
又定款ノ変更解散ノ決議等ニテシテハ總社員ノ四分ノ三以上ノ同  
意アルコトヲ要ス。(三八條 八九條)然レトモ三八條八九條ハ任

意規定ニテ定款ニ別段ノ定ムルトキハ之ニ從フ

總會ニ於テハ六二條ノ規定ニヨリ務メ通知ヲナシタル事項ニ付テ  
ノ決議ヲナスコトヲ得ルナリ。然レトモ定款ニ別段ノ定ムル  
ルトキハ夫レニ從フ。(六四條)

(5) 表決權

各社員ノ表決權ハ平等ニシテ一人ノ表決權ヲ有スルヲ原則トス。  
(六五條一項)然レトモ定款ヲ以テ或社員若クハ或種類ノ社員ニ一  
個以上ノ表決權ヲ與フルコトヲ得。又或社員ニ對シ表決權ヲ奪フ  
コトヲ得ルナリ。(六五條三項)

社員ハ表決權ヲ有スルヲ原則トスルモ社団法人ト或社員トノ關係  
ニ付テ決議ヲナス場合ニ於テハ其ノ社員ハ表決權ヲ有セス。蓋シ  
其ノ場合ニハ其ノ社員ト法人トノ間ニ利益ノ衝突アル場合多ク  
若シ其ノ社員ヲシテ決議ニ加ハセシムル時ニ法人ニ損害ヲ及ボス  
ナシトセザルカ故ナリ。(六六條)

(6) 決議ノ無効

決議カ法令又ハ定款ノ規定ニ違反シタル場合ニハ実質上ノ要件ヲ  
欠ク場合タルト形式上ノ要件ヲ欠ク場合タルトヲ問ハス無効ナリ  
其決議ハ当然無効ニシテ裁判所ノ宣告ハ必要ナラス。(商一六三條  
参照) 理事ハ其ノ無効ノ決議ヲ執行スヘカラスル義務ヲ負フ、之  
ヲ執行シタルカタメ法人ニ損害ヲ及ホシタルトキハ損害賠償ノ責  
ニ任ス。然レトモ無効ノ決議ニ従ヒ理事カ第三者トナシタル行為  
ハ必ラスニモ無効ナラス其無効ナリキ否ヤハ代理權ノ制限ヲ超ス  
ルヤ否ヤ第三者カ悪意ナリキ否ヤニヨリテ定メサル可ラス。(五四  
條参照)

第四項 監事

(1) 監事ノ性質

監事ハ理事ノ事務執行ヲ監督スル機テナリ  
理事ハ其範圍外キカ故ニ或ハ其ノ職務ヲ怠リ或ハ不正ノ行為ヲシ  
トセス。然ルニ法人其物ハ意思能力ナケレハ自ら之ヲ監督スル事  
ヲ得サルカ故ニ監事ナル機テヲ設ケテ監督ノ任ニ當ラシム。監事  
ハ監督機テタルニ止マリ外部ニ對シ代表權ヲ有セス。監事ハ法人  
ニ欠ク可ラサル機テニアラス。定款寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以  
テ之ヲ置クコトヲ得。(五八條) 而シテ監事ハ一人又ハ數人タルコ  
トヲ得。

(2) 監事ノ任免

監事ノ選任及ヒ改任ニ付テハ理事ト同一ニ任スルコトヲ得。

(3) 監事ノ職務

監事ハ先ノ権限ヲ有シ且同時ニ之等ノ事項ヲオスヘキ義務ヲ負フ  
(1) 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト。

四) 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト  
 單ニ形式的ニ審査スルニ止マラス実價物ニ審査スルヲ要ス其  
 業務執行ヲ適法ナリヤ否ヤヲ審査スルニ止マラス法人ノ目的ヲ  
 達スルニ適当ナリヤ否ヤヲ審査スルコトヲ要ス  
 五) 其ノ監査ニヨリテ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ象  
 アルコトヲ察見セルトキハ之ヲ主務官庁又ハ總會ニ報告スルヲ  
 其ノ報告ヲナスニ必準アルトキニハ總會ヲ召集スルコトヲ得  
 (五九條)  
 監事數人アル場合ニハ各人カ以上ノ職務ヲナス推限ヲ有ス然レ  
 トモ定款又ハ寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ其職務ヲ數人ノ間ニ  
 分配スルコトヲ得

第七款 社員及享益者  
 第一項 社員

一) 社団法人ノ成立ニハ其ノ基礎トシテ二人以上ノ社員アルコトヲ  
 要ス其存続ニハ必シモ二人以上アルコトヲ要セスト雖モ少クト  
 モ一人ハ存スルコトヲ要ス若シ全ク社員ヲ欠クニ至リタルトキ  
 ハ社団法人ハ其存在ヲ失フ故ニ社員ハ社団法人ニハ欠ク可ラザ  
 ルモノナリ  
 社団法人ハ社員ヲ基礎トスレトモ法人ト社員トハ全ク異リタル  
 人格有ニシテ兩者ハ同一ニアラス法人ノ財産ハ法人ニ屬シ社員  
 ニ屬セス法人ノ社員ハ法人ノ社員ニシテ社員ノ社員ニ非ラス  
 然レトモ法人カ社員ニ對スル關係ハ第三者ト同一ナラス社員ハ  
 社員ノ資格ニ於テ法人ニ對シ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

(2) 社員タル資格タル要件ニ于テハ定款ノ定ムル如ニ從フ、  
定款ニ別段ノ定メオキトキハ法人ノ目的ニヨリテ制限ヲ受ケル外  
ハ全ク制限要件ナシ。社員タル一般ノ要件ニ于テハ  
(1) 凡テノ自然人ハ社員タルコトヲ得、無能力者トモモ社員タル  
ヲ妨ケス、

四、法人モ又社員タルコトヲ得、

(3) 社員タル資格ノ得喪ニ于テハ定款ノ定ムル如ニ從フ、(三七條  
大号)

(1) 社員タル資格ノ得喪ニ于テハ定款ノ定ムル如ニ依ル、  
定款ニ於テハ或ハ單ニ加入者一方ノ加入ノ意思表示ヲ以テ足レ  
リトナスコトヲ得、或ハ理事ノ承認若クハ總會ノ決議ヲ要ス  
ルモノト定ムルヲ得、何レノ場合ニ於テモ社員タル資格  
ヲ取得スルニハ加入者ノ意思表示アルコトヲ要ス、而シテ加入  
者ノ意思表示以外ニ理事ノ承認若クハ總會ノ決議ヲ要スル場合

於テモ兩者ノ間ニ契約成立スルニ非ラスニツノ單独行為存ス

(4) 社員タル資格ノ喪失ニ于テモ定款ノ定ムル所ニヨル、定款  
ニ規定ナキ場合ニ於テハ社員タル資格ハ

- (a) 社員ノ死亡(定款ニ於テ社員ノ死亡ノ場合ニ社員権力相続  
人ヲ移転スルコトヲ定ムル事ヲ得ヘシトモ其ノ定メナキニ  
於テハ死亡ニヨリ社員タル資格ハ消滅スルモノト見ルヘシ)
- (b) 退社(社員ハ其ノ一方ノ意思表示ニヨリ退社スルコトヲ得)
- (c) 除名  
ニヨリテ喪失セラルルナリ、

(4) 社員権ハ法人ノ管理ニ參與スル權利ト利益ヲ享有スル權利トニ  
分ツテ得

(1) 法人ノ管理ニ參與スル重ナルモノハ兼業權ナリ、法律ニヨリ  
社員ニ與ヘラレシ法人ノ管理ニ參與スル權ハ表決權アルノミ、

然レトモ定款ニヨリ表決権以外ノ権ヲ失フルヲ妨ケス。

二二四

(4) 利益ヲ享受スル権利ハ法人ノ設備ヲ使用スル權利或ハ法人ノ  
 出版物ノ配布ヲ受クル權利。法人ノ第三者トシテ或ハ出資ヲ受  
 クル権。法人ノ解散ノ際殘餘財産ノ分配ニ與カル權等ノ如シ、  
 之等ニ付テハ定款ノ定ムル所ニ從テ、而シテ定款ニ於テ或種ノ  
 社員或特定ノ社員ニ或特定ノ權利ヲ與フルコトヲ妨ケス。  
 (5) 社員ノ義務ハ社員タル資格ニ於テ法人ニ對シテ負テ義務ニシテ  
 其ノ重ナルモノハ出資義務ナリ。出資義務ニ付シテハ定款ニ於テ  
 其ノ出資義務ヲ定メシ場合ニハ出資額方法時期等ニ付シテ定款ニ  
 定ムルヲ要ス。(三七條四号、四一條、六、七号)

### 第二項 享益者

財団法人或ハ特定ノ享益者ナリ。一般利益ヲ計ルコトヲ目的ト  
 スルコトヲ得ヘク或ハ特定人ニ利益ヲ享セシムルコトヲ目的トスル  
 コトヲ得ヘシ。特定ノ享益者アル場合ニ其ノ享益者ハ利益ヲ享受ス  
 ルコトヲ得トモ財団法人ニ於ケル社員トハ同一ノ地位ヲ有スルト  
 式ヲコトヲ得ス。故ニ法人ノ管理ニ參與スルコトヲ得ス。然ラハ享  
 益者ハ法人ニ對シテ何等ノ權利ヲ有スルコトナキヤ。此点ニ付キ  
 テハ法律ニ定ムル如ク今說又分ルトモ享益者ハ法人ニ對シテ財産  
 上ノ利益ヲ受クル權ヲ有スルモノトス。

### 第八款 法人ノ監督

公益法人ハ公益ヲ目的トスルモノナレハ主管官庁ハ法人ニ對シテ行  
 政上ノ監督權ヲ有ス。監事ハ單ニ理事ノ職務執行ヲ監督スルニ止マ

二二五

リ法人全体ヲ監督スルモノニ非ラス。且以監事ハ理事ト交々通謀シテ不正ノ行為ヲナスコトナシトセス。故ニ主務官庁ハ法人ノ設立ヲ許可スルノミナラス設立後ニアリテモ法人ヲ監督スヘキモノトス。(六七條) 其ノ監督権ノ效果トシテハ

(1) 定款ノ変更ハ主務官庁ノ許可ヲ認ムルヲ要ス。(三八條二項)

(2) 主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得。(六七條二項)

第九款 法人ノ解散  
第一項 解散ノ原因

法人ノ解散トハ法人ノ權利能力ヲ失フヲ云フ。法人ハ社団タルト財団タルトト向ハス尤ノ事由ニヨリテ解散ス。(六八條)

- (1) 定款又ハ寄附行為ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生(例ハ存続期間ノ満了等)
- (2) 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ成功ノ不能
- (3) 破産法人ノ資力其ノ債務ヲ完済スルヲ能ハサルニ至リタルトキハ法人ノ目的タル事業ヲ営ムヲ能ハス。且此ノ場合ニハ債權者ニ公平ニ分配スルコトヲ要スルカ故ニ法人ハ解散スヘキモノトス。然レ破産ノ宣告ニヨリ法人ハ解散スルナリ。債務ヲ完済スルコト能ハス債務超過即チ法人ノ消極財産カ法人ノ積極財産ヲ超過スルヲ云フナリ。債務超過ノ場合ニハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲナス。理事ハ債務超過ノ場合ニハ直ニ破産宣告ノ請求ヲナスヘキ義務ヲ負フ。(七〇條、八四條五号)
- (4) 設立許可ノ取消  
法人ノ破産ハ家資分散ナリ。(民施二條参照)

法人ハ其目的以外ノ事業ヲナシ又ハ設立ノ許可ヲ得タル條件ニ違  
反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ大シタル場合ニハ主務官庁ハ其許  
可ヲ取消スコトヲ得。公益ヲ害スヘキ法人ノ行為ハ總會ノ決議  
又ハ理事ノナス行為ヲ云フ。(七一條) 然レトモ若シ主務官庁カ正當ノ  
事由ナクシテ法人ノ設立許可ヲ取消シタルトキハ其法人ハ行政裁  
判所ニ出訴スルヲ得。(民施ニ五條)

以上ノ外社団法人ハ尤ノ事由ニヨリテ解散ス

イ) 總會ノ決議 即チ社員ノ意思ニ基キテ法人カ解散スル場合ヲ  
云フ、

社団法人ノ運命ハ社員ノ意思ニヨリテ自由ニ之ヲ定ムルコトヲ  
得ヘキモノナレハ總會ノ決議ニヨル解散ヲ認メタルナリ、而シ  
テ定款ニ別段ノ定メナキハ解散ノ決議ヲナスニハ總社員ノ四  
分ノ三以上ノ美諾アルコトヲ要ス。(六九條)

ロ) 社員ノ欠亡 (六八條)

法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後一週内ニ清  
算シ氏名 住所 解散ノ原因 年月日ノ登記ヲナスコトヲ要ス。  
又何レノ場合ニ於テモ解散後一週内ニ主務官庁ニ届出ツルヲ  
要ス。而シテ登記及届出ハ清算人ノ之ヲナス。(七七條)

### 第二項 解散ノ效果

法人カ解散シタルトキハ權利能力ヲ失ヒ法人ノ活動ハ夫レニヨリ  
テ止ム、然レトモ法人ノ財産ノ帰属ヲ定ムルヲ要ス、從テ又夫レカ  
爲メニ清算確定スルノ要アリ、故ニ法人ハ解散後ニアリテハ破産ノ  
場合ヲ除ク外清算手續始マル、法人ノ解散後清算ニテハ主務官  
庁ノ監督ヲ屬シテ裁判所ノ監督ニ屬ス、以下解散ノ後ノ法人ニ付キ  
テ述ブヘシ。

(1) 残余財産ノ帰屬

法人カ解散スルトキハ其主体ナキニ至ルカ故ニ法人ノ財産ハ無主物トナル。然レトモ之レ法人設立者ノ意思ニ依シ且公益事業ヲ獎勵スル所以ニ非ラザル故ニ法律ハ残余財産ノ帰屬ヲ定ム。(七二條) 其ノ帰屬ヌハ順序ヲ述ブレハ

(1) 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル帰屬権利者ニ帰屬ス。其ノ指定ノ方法ハ直接又ハ間接ノ方法ニヨルコトヲ得。

(2) 定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰屬者ヲ指定セヌ又ハ指定スル方法ヲ定メザリシトキハ理事ハ其法人ノ目的ニ類似セル目的ヲ有スル法人ノタメニ其財産ヲ処分スルコトヲ得。但シ主務官庁ノ許可ヲ得ルコトヲ要シ且社団法人ニアリテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス。

(3) 以上ノ方法ニヨリ財産ヲ処分スルコトヲ得ザルトキハ其ノ財

産ハ國庫ニ帰屬ス。(七二條)

(2) 清算

(1) 清算ノ性質 清算トハ債務ヲ結了シ債務ヲ并齊シ残余財産ノ

帰屬権利者ニ引渡ス手續ヲ云フ。法人ハ解散ニヨリ法人トシテノ存在ヲ失フモ尙財産法人ノ債權債務ハ事實上存在ス。

其ノ財産ヨリ法人ノ債權者ニ并齊シ其残余財産ヲ帰屬權者ニ引渡スコトヲ要ス。之等ノ手續ヲトスカ高メニ清算行ハル。殊ニ清算ハ法人ノ債權者ヲ保護スル點ニ必要ナリ。法人ク解散シタル場合ニハ財産ノ場合ヲ除キ必ラス清算ノ手續ニヨルコトヲ要ス。

而シテ解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了アルマテ尙ホ存続スルモノト見做スナリ。(七三條) 蓋シ解散ト共ニ法人ハ全然權利能力ヲ失フモノトスルトキハ財産ノ主体ナク又清算人ハ法人ノ代理人ニ非ラザル結果トナリ實際上不

便、結果を生まるる故に法律上の清算目的の範圍内に於て法人の面  
存続スルモノトス。(清算法人トシテ既ル)(新ラニキ法人)

四、清算人、性質及任免

清算ノ事務ハ清算人之レヲ行フ。清算人ハ清算法人ノ被テニシ  
テ恰モ理事ト同一ノ地位ニアリ。清算法人ノ代理及ヒ業務執行ヲ  
ナス。解散ノ場合ニ於テハ理事人清算人トナル。但定款若クハ  
寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ理事以外ノ者ヲ清算人ニ選任ス  
ルコトヲ得。(七四條)

若シ理事ノ死亡又ハ辞任等ニヨリテ清算人タルモノナク定款寄  
附行為又ハ總會ノ決議ニヨリ清算人タルモノナクハ中途ニ  
シテ清算人ヲ欠クニ至リタルトス。損害ヲ生スル恐アル中ハ裁判  
所ハ利害ヲ保人若クハ檢事ノ請求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ清算人  
ヲ選任スルコトヲ得。(七五條)

又裁判所ハ重要ナル事由アルトキハ利害ヲ保人若クハ檢事ノ請

求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得。(七六條)  
清算人ノ任免ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス。清算人ハ法人ノ解散  
後一週間内ニ解散原因及ヒ年月日ノ登記ト共ニ其氏名住所ヲ登  
記シ且之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス。又清算中ニ就職シタ  
ル清算人ハ就職一週間内ニ其ノ氏名住所ノ登記ヲナシ且之ヲ主  
務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス。(七七條)

四、清算人ノ職務

清算人ノ職務ハ現務ヲ終了シ債權ヲ取立テ債務ヲ弁済シ残余財  
産ヲ帰屬権利者ニ引渡スニアリ。清算人ハ清算法人ノ代理人ト  
シテ裁判上及ヒ裁判外ノ一切ノ行為ヲナスコトヲ得。(七八條)

(a) 現務ヲ終了。即チ解散當時ニ存スル法人ノ事務ヲ終了スル  
コトヲ指シ、其結了ノ方法ハ清算人カ自由ニ定ムルヲ得ルナリ。  
(b) 債權ノ取立。即チ清算人カ適宜ト認メタルトキハ使ラシ  
モ債權ノ取立ノ規定ニヨラズトモ其ノ代物ニテ是日シ

(c) 債務ノ弁済ニ付テハ法人ノ債権者ヲ保護スルカ爲メニ別ノ規定アリ。清算人ハ就職ノ日ヨリニヶ月内ニダテトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ其請求ノ申出ヲナスヘキ旨催告スヘシ。其ノ期間ハニヶ月ヲ下ルヲ得ス。且其公告ニハ一定ノ期間内ニ債権者カ申出ヲ爲サシトキハ其債権ハ清算ヨリ除クセラルヘキヲ付記スルヲ要ス。但清算人ハ知ル所ノ債権者ヲ除外スルコトヲ得ス。

清算人ハ知レル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルヲ要ス(七九條) 上述ノ期間後ニ申出ヲタル債権者ハ法人ノ債務免責ノ旨トシテ歸屬權利者ニ引渡サシル財産ニ対シテノミ請求ヲナスコトヲ得(八〇條)

清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタル片ハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲナシ且其旨ヲ公告スルコトヲ要ス。此場合ニハ破産手続ニヨルコト

ヲ要スル故ニ清算人ハ其事務ヲ破産管財人ニ引渡スコトヲ要ス。此ノ引渡ニヨリ清算人ハ其任務ヲ終ル(八一條一項)ニ項)而シテ破産ノ場合ニ於テハ凡テノ債権者ニ平等ニ分配スルコトヲ要スル故ニ已ニ清算人カ債権者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタル財産アルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得ル(八一條三項)尚ホ八四條五号又号ヲ参照スヘシ。

(d) 残余財産ノ引渡  
債務ヲ完済シタル後残余財産アル片ハ之ヲ歸屬權利者ニ引渡スコトヲ要ス。必シモ金銭ニ換價シテ引渡スコトヲ要セス。現物ヲ引渡スコトヲ以テ足ル。清算終了シタル片ハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス(八三條)

(3) 裁判所ノ監督  
清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス。裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テソノ監督ニ必要ナル検査ヲナスコトヲ得(八二條)

### 第九款 公法人

公法人ハ法律ノ規定ノ適用ヲ受ク、然レトモ公法人ハ同時ニ私権ノ主体タルコトヲ得、  
 公法人カ私権ノ主体トシテナス財産法上ノ行為ハ凡テ私法ノ規定ノ適用ヲ受ク、從テ公法人ノ機干其職務ヲ行フニ付キ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ公法人ハ四四條一號ノ規定ニ從ヒ其ノ責ニ任スルコトヲ要ス、此急ニ付テハ法典ニ直接ノ規定ヲ欠クモ苟モ公法上ノ機干カ私法上ノ行為ヲナス場合ニハ四四條一號ノ規定亦適用ヲ受クルモノト解スルヲ要スルモノト解ス、

### 第十款 外国法人

#### (1) 法人ノ国籍

法人ノ国籍ヲ受ケル標準ニ付テハ學說分ル、

- (イ) 法人ノ設立ヲ認許シタル法律ノ如何ニヨリ法人ノ内外ヲ定ムヘシトナス説アリ、
  - (ロ) 或ハ設立者若クハ社員ノ国籍ニヨリ内國法人ナリヤ外國法人ナリヤヲ區別セントス、
  - (ハ) 或ハ法人ノ設立地、即チ法人ノ説立行為アリタル地ニヨリ法人ノ内外ヲ區別セントスル説
  - (ニ) 或ハ法人ノ住所ニヨリテ法人ノ内外ヲ區別セントス、即チ法人ノ住所タル主タル事務所(若クハ本店)ノ所在地ニヨリ内國ノ内外ヲ區別セントス、コノ説ハ通説トシテ認メラル、
- 第五〇條(商四四條二號)ニヨレハ法人ノ住所ハ主タル事務所ニアルモノトス、而シテ其ノ主タル事務所ハ定款若クハ寄附行為ヲ以テ之レヲ定ムルコトヲ要スルモノトシ、(三七條、三九條)且主

タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲナスニ非ラサレハ法人ノ設立ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得サルモノトス。(四ニ條二項)此等ノ急ヨリ論スレハ主タル事務所ヲ我國ノ領土内ニ有スル場合ニ於テノミ我民法ノ規定ニ從ヒ官庁ノ許可ヲ受ケ法人タルヲ得ルモノト云ハサル可ラス。從テ我國ノ領土内ニ主タル事務所ヲ有スル法人ハ内國法人ニテ外國ニ住所ヲ有スル法人ハ外國法人ナリ。

(2) 外國法人ノ認許

法人ハ法律ニヨリ初メテ其存在ヲ認メラルルモノナレハ外國法人ハ当然ニ我國ニ於テ認メラルルモノニ非ラス。之カ爲メニハ殊ニ我國ノ法律ニ於テ法人トシテ其存在ヲ認ムルコトヲ要スル也。然レトモ外國法人ヲ無制限ニ認ムルハ一國ノ政策上許ス可ラサルモノナレハ原則トシテハ之ヲ認メサルモノトシ例外トシテ國ノ行政區域(商會社其他法律又ハ條約ニヨリ認許セラレタルモノノミ)ヲ法人トシテ認ムルコトヲ得ルモノトセリ。(三六條一號)

公益法人ハ一般ニ之ヲ認ムルコトハ政策上許ヲ得ス。故ニ外國ノ公益法人ハ之レヲ認メサルコトヲ原則トシ法律又ハ條約ニヨリ認許セラレタル場合ニ於テノミ之レヲ認ムルコトヲ得ルナリ。

(3) 外國法人ノ權利能力

外國法人ノ權利能力ニ付テハ我國ニ於テ成立スル同種ノ法人ト同一ノ私權ヲ享有スルヲ得ルナリ。(三六條二號)從テ外國法人カ其本國ニ於テ享有シ得ル權利ナレモ我國ニ於テ享有スルヲ得サルモノアリ。及之本國ニ於テ享有スルコトヲ得サル權利ナルモ我國ニ於テ享有スルコトヲ得ルモノアリ。更ニ外國法人ハ外國人カ享有スルコトヲ得サル權利アルトナハ外國法人ハ之ニ以テ享有スルヲ得ス。又法律若クハ條約中ニ特別ノ規定ヲ以テ制限ヲ加ヘタル場合ニハ其制限ノ範圍内ニ於テノミ權利ヲ享有ス。(同值條)

(4) 外國法人ノ登記

外國法人ノ成立ヲ認ムルコト其外國法人カ我國ニ於テ事業ヲ営ム

74  
662

民法總論 上卷 終

コトハ之ヲ區別セサル可ラス。從テ外國法人カ日本ニ事務所ヲ  
設ケタルハ其ノ法人ハ登記ヲナスコトヲ要ス。  
登記事項、事務所、登記等ニ付テハ凡テ内國法人ニ于スル規  
定ニ從テ、登記期間ニ付テハ外國ニ於テ生シタル事項ニ于シテハ  
其ノ通知ノ到達シタルトキハ之ヲ起算ス。而シテ外國法人カ始メ  
テ事務所ヲ日本ニ設ケタルハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ  
ナスマテハ他人ハ其ノ法人ノ成立ヲ否認スルコトヲ得。(四九條)  
尙此ノ規定ハ法律又ハ條約ニヨリテ認許セラレタル外國ノ公益ニ  
于シテノミ適用アリ、外國商會會社ニ于シテハ商法二五五條ニ  
ニテ條規定アリ。(未完)

以下、續卷

終

